

令和6年度 MICE 受入体制強化事業 「MICE 人材育成講座」
企画運營業務 企画提案仕様書

1. 事業名

令和6年度「千葉 MICE 人材育成講座」企画運營業務

2. 仕様書の目的

本仕様書は、公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下「CCB」という）が受託事業者にて委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

3. 事業の目的

MICE誘致の都市間競争に勝ち抜き、国内外の MICE 需要を取り込むため、県内MICE関連事業者全体の受け入れ態勢強化を目的とし、専門的人材の育成、MICE の基礎知識から誘致活動、オペレーション業務に至るまで各事業者に求められる知識やノウハウを取得し、MICE 主催者への対応力強化を図るべく、講座を実施する。

4. 業務期間

業務委託契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

5. 委託する業務内容

(1) 講座の基本的な内容

- ア 講座は初級編と中級編に分けて行う。
- イ 初級編及び中級編それぞれ計3回の講座を開催する。
- ウ 初級編の講座は、受講者がMICEに関する基礎知識を身につけ、千葉県での開催に向けて機運を醸成できる内容とする。
- エ 中級編の講座は、受講者が千葉県でMICEを開催する意義や千葉県ならではの強みを理解し、MICE 主催者に対しニーズに沿った企画・提案のできる能力を身につけることができる内容とする。

(2) 令和6年度 千葉 MICE 人材育成講座 「初級編」について

- ア テーマ:MICE を理解する
- イ 開催期間:令和6年10月～12月(全3回)
- ウ 対象事業者:千葉県内の MICE 関連事業者(宿泊、旅行、施設、飲食、運輸、会議運営企画、広告、情報通信等)や県内企業、大学関係者等
- エ 受講対象者:MICE 業務未経験者～実務経験3年程度の方
- オ 定員:30名程度
- カ 講座プログラムの企画

講座内容については、以下に配慮した内容・テーマと併せて1回あたりの所要時間も提案すること。

- (ア) 全3回のうち、うち少なくとも1回はMICE関連施設での実地研修やワークショップを行う。
- (イ) MICEのうち、本講座内でメインに扱う領域は「コンベンション」とする。ただし導入部分において基礎知識として、M/I/C/Eの各領域における特性についての内容、MICEに取り組む意義やメリット等を含めること。
- (ウ) 国内(または/および)国際コンベンションの視察機会を設けること。なお、視察に必要となる調整は原則受託者が行うこととする。
- (エ) 講師・受講者同士が交流できる機会を設け、参加者間の人的ネットワークの構築やビジネスチャンスの拡大が図れるような構成とすること。
- (オ) 講座の各回で受講者にアンケートを配付し、終了後回収すること。回収したアンケートは、今後の改善につなげられるようアンケート結果を分析し、結果をとりまとめの上報告すること。なお、アンケートの設問はCCBと協議して定めることとする。

(3) 令和6年度 千葉MICE人材育成講座「中級編」について

ア テーマ:MICEビジネスに関する専門的なスキルをもつMICEリーダーの育成

イ 開催期間:令和7年1月～令和7年3月(全3回)

ウ 対象事業者:千葉県内のMICE関連事業者(宿泊、旅行、施設、飲食、運輸、会議運営企画、広告、情報通信等)や県内企業、大学関係者等

エ 受講対象者:初級編の受講者またはMICE業界経験が概ね3年以上の方

オ 定員:30名程度

カ 講座プログラムの企画

講座内容については、以下に配慮した内容とともにテーマと併せて1回あたりの所要時間も提案すること。

- (ア) 全3回のうち、うち少なくとも1回はワークショップや実地研修を行う。
- (イ) 開催期間についてはあくまでも目安とし、また連続して複数回を行う企画等も問わない。
- (ウ) MICEのうち、本講座内でメインに扱う領域は「コンベンション」とする
- (エ) 国際コンベンションの主催者ニーズやトレンドについて理解できる内容を含めること。
- (オ) プレ・ポストコンベンションにおける国際会議参加者のニーズや行動について理解できる内容を含めること。
- (カ) 講師・受講者同士が交流できる機会を設け、参加者間の人的ネットワークの構築やビジネスチャンスの拡大が図れるような構成とすること。
- (キ) 講座の各回で受講者にオンラインアンケートを実施すること。

(4) 会場の手配、当日の運営

講座実施において、千葉県内にある交通至便な会場をそれぞれ提案すること。全日程同一会場である必要はないが、会場費および機材等の支払いにかかる経費については本委託料に含む。

講座実施において以下の当日運営を行うこと。

ア 会場設営・運営、マイク、プロジェクターなどの機材および資料の準備

イ 当日の様子がわかる記録写真の撮影

(5) 参加者の募集及び管理

- ア 定めたターゲットに訴求できるような募集計画を立て、参加により習得できる知識が想定できるように募集チャンネルを工夫すること。ただし、「初級編」「中級編」それぞれ参加者募集を行うこと。
- イ なるべく紙媒体を用いずに参加促進がなされるような工夫を行うこと。また、参加者へのリマインド、申込受付、各回の参加者リスト作成を行うこと。
- ウ 欠席者への資料配布等のフォローを行うこと。

(6) 講師選定、プログラム作成、スケジュール調整、謝金交渉

- 講座実施において、提案した企画内容にふさわしい講師をそれぞれ提案し、選定理由とともに企画書に記載すること。なお、講師とのプログラム作成においては千葉県全体、エリア、施設、組織、個人それぞれの課題を踏まえ、また市況や世の中のトレンドを加味したうえで講座の内容を作成すること。また講師の謝金、交通費、食費等の支払いについては、本委託料に含むこととする。(講師の人数に制限はしない)
- ア プログラム作成はCCBを交えて協議を行うこと。
 - イ スケジュール調整は各講座の実施日程案は、受講対象者が参加しやすい時期やCCBが主催する他催事の開催時期などを考慮した上で、多数の参加者が見込まれる時期に設定すること。なお、令和7年3月14日(金)までに全日程が終了するように設定するものとする。また、各プログラムの実施日程案を基に、その準備・実施・振り返りについての行程管理(実施スケジュール)表を併せて策定し、企画書に記載すること。
 - ウ 講師と謝金に関する交渉を行うこと。

(7) 講座プログラムの種類

- ア 対面式での実施を基本とするものとする。プログラムツールは受託事業者にて手配するものとし、本事業実施に伴うツール使用料を見積額に含めること。
- イ 全6回の講座のうち2回(初級編・中級編各1回ずつ)を、「座学」だけでは得られないような、受講者相互に理解度・習熟度を深める機会および、人材交流・連携促進を図り、受講者相互の知見・経験を共有する機会として、ロールプレイやワークショップ、実地研修等を企画すること。

(8) 参加者アンケートの実施、集計及び分析

- 講座の各回でアンケートを実施し、各回において集計及び分析を行うこと。分析の結果、業務実施において改善すべき課題が明らかとなった場合には業務の改善に活かすこと。
- また、来年度以降の開催にあたり初級編・中級編の全体分析を行ったうえで、報告書にて提出すること。

(9) 事業完了報告書の作成

- 事業終了後、本委託業務に係る報告書を令和7年3月21日(金)までに応募要項に記載の提出先に提出すること。なお、報告書の形式・内容等については以下の仕様に準拠するものとする。
- ア 報告書の仕様はA4判縦・両面カラーで計2部制作するものとし、併せて報告書の電子データおよび画像・動画はUSBに格納のうえ、編集できる状態で提出すること。
 - イ 報告書には、以下の内容を明確に記載すること。

(ア)開催概要

(イ)実施内容(講師に関する情報・参加者数及び参加者の属性・講義概要)

研修プログラムごとに、記録画像を含めた形で作成すること。

この場合において、撮影画像における肖像権及び著作権者人格権は行使しないものとする。

(ウ)参加者募集に関すること

(エ)参加者アンケートの集計・分析結果

(オ)その他 CCB が求めること

ウ 本委託業務において配布物等の制作した紙での成果物があるときは、各2部ずつ提出すること。また、成果物にかかる電子データは、前記(ア)に掲げる USB に併せて収録すること。

エ 報告書に加え、本委託業務の実施にかかる費用内訳及びその支払を証明する証憑書類(見積書、納品書、請求書、領収書、根拠資料のコピー等)各1部を提出すること。なお、CCB への引き渡し日から起算して1年間、受託事業者は必要に応じて無償で当該成果物の修補を行うこと。

(10) その他

ア 本仕様書に定めのない事項及び記載内容の詳細については CCB が受託事業者と協議の上決定する。

イ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の業務委託契約の仕様書は、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

6. 著作権・特許等

(1)受託事業者は、本業務で作成された成果物(マスコミ等の記事を除く。以下同じ。)に関し、著作権法第27条および第28条に定める権利を含むすべての著作権(財産権)を、CCB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に CCB の承諾を得るものとする。

(2)受託事業者は、CCB の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない。

(3)本業務作成物で使用する文章、写真、図版などは、講師資料を除いて全て千葉県及び CCB 内での利用、あるいは千葉県または CCB が千葉県の振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用する。

(4)本業務の成果物の使用期限は設けないものとし、講師資料を除いて本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。

(5)著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。